

きましては前向きに対処され、保存に努力されており感謝しているところであります。今後より一層の積極的な推進をお願いするものであります。

今回は特に、花と緑の推進ということで、花木について質問をしてみたいと思います。

最近、歩道のある道路、例えば栄通り、田園通り等にはサツキやツツジ等が植えられ、目を楽しませてくれております。去る十一月二十一日づけのニュース0425に、我が福生三中の構内緑化の記事が出ておりました。構内の随所に鉢花や観用植物が置かれ、それを生徒が自主的に水をやり成長を楽しんでおる。その結果、まだ一年にもなりません。校舎を汚す生徒がいなくなり、徐々に生徒たちに心のゆとりがはじめてきた、落ち着いて勉強ができる環境づくりに役立っているということでございます。これは一つの事実でございます。

花と緑は人間の心を豊かにし、心を和やかにさせてくれる証でもあります。過去に、学校の生徒に花の種を配付したというようなことがありましたが、これをもっと進めて、いわゆる苗にして、小鉢にでも生けて配付したらいかがかと思いますが、どうですか。小中学校の生徒に配付し、家庭に持ち帰って植えてもらう、あるいはベランダや軒先や、家の中にも置いてもらう。あるいは各町会にもお願いし、会館内とか空き地に植えてもらう。もちろん市でも今後積極的に歩道のある道路とか市有地の空き地には花や緑を植えていただき、そうした運動を市も町会も学校も一体となって、いわゆる花いっぱい運動を広げてはどうかですか。市民の皆さんが福生に住んでよかった、いつまでも福生に住んでいたい、そうした環境づくりには、まず花と緑ではないかと思えます。市長の考えをお尋ねいたします。

最後に、第三点目のソシアルダンスサークルの理解と施設利用についてでございます。

かつて日本の社会は、ダンスと言えは変な目で見られ、いわゆる軟派手の遊びとしか言われませんでした。第二次大戦中はダンスホールや教習場は閉鎖させられた時代もありました。戦後もその偏見は根強く残り、現在でもそういった人たちがいないわけではありません。しかしここ数年、テレビ各局が競技会の模様を放映したり、また教養講座として取り上げるようになり、正しいダンスがいかに美しく楽しいものかが理解されるようになりました。そうしたことから愛好家が急激にふえて、現在ダンス人口は全国で八百万人とも言われております。我が福生市でも主だったものが十一サークル、会員数が約四百数十人ということであります。しかも、年々会員数がふえ続けている現状であります。

若い人も老人も、男性も女性も健康維持のため、老化防止のため楽しんでいる姿は、本当によいものでございます。特

に私は、お年寄りの皆さんがダンスに親しみ楽しんでいるということは、これから高齢化社会を迎えるに当たり、むしろ積極的に応援していったらいいのではないかと思えます。この点を、市長はいかがお考えになるかお尋ねしたいと思います。

次に、施設利用についてでございます。練習につきましては、地域会館とか公民館等利用しているわけですが、今困っているのはダンスパーティーができるような広いスペースの会場が、なかなかないということです。市民会館も利用させていただいているわけですが、体育館とか、市の所有ではございませんが商工会館の三階などについては、いろいろ規則その他あると思えますが、検討の余地はないものかどうか、お尋ねしたいと思います。

最後になりましたが、建設が予定されております総合福祉センターの中に、ダンスパーティーのできるような広いスペースの、いわゆる多目的ホールをつくっていただけないものかどうか、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

以上、明快な御答弁をお願いいたしまして、私の壇上での質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村尾栄次君） 五時まで休憩をいたします。

午後四時五十分 休憩

午後五時 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。市長田村匡雄君。

（市長 田村匡雄君登壇）

○市長（田村匡雄君） 村野議員さんの御質問にお答えをいたします。

多摩川河川敷について、今後の活用計画についてお答えをいたします。

第一点の多摩川河川敷について、特に今後の活用計画についてでございますが、この公園問題につきましては昨年の十二月定例会議におきまして村野議員さんから一般質問が出され、お答えをしたとおりであります。重複を避け、お答えいたします。

昨年度実施いたしました多摩橋から下流、五日市線までの約九ヘクタールの基本調査が、本年三月まとりました。これは建設省が策定した多摩川環境管理計画に従い、また建設省とも協議を行いつつ、利用計画をまとめたものであります。

その内容を大まかに申し上げますと、調査した九ヘクタールのうち公園として利用できる範囲は、最上流部で幅が約二十メートル、中間部で約百メートル、最下流部で約五十メートル、長さ約七百五十メートル、面積が五・三ヘクタールとになっております。整備する施設としては、自然を生かした遊歩道、健康広場、花摘み広場、芝広場、グラウンド、テニスコート、キャンプ場等が提案されております。また昨年十一月十八日づけで提出され、議会におきまして採択された陳情書の内容も、自然環境を生かした公園を建設するよう要望されておりますし、自然観察グループの方々に計画案を説明し御相談いたしましたところ、自然保護を最重点に考える計画を進めてほしいとの要望をいただいております。私も市内に残された貴重な自然を大切に、市民の方々が自由に利用できる公園にしなければならぬと考えております。

次に、今後のスケジュールでございますが、六十二年度の実施計画にも記載しましたように、六十三年度に実施計画を行い、六十四年度に築造工事を行うよう計画をいたしております。しかし、建設省との調整が完全に終わっておりませんので、多少の変更が生ずることも予想されますが、六十四年度の完成を目指し努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく御協力のもと、お願いを申し上げます。

次に緑化推進について、花と緑の推進についてお答えいたします。

市街化が進んでおります福生市におきましては、緑化の推進は大きな課題であります。また事業でございます。また、市といたしましても、これまで公園や緑地の整備に力を入れるとともに、街路の植栽を進めてまいりましたところでございます。また、市民の方々の御協力をいただきながら、樹林地等の奨励制度につきましても事業化してまいりました。

今回御提案をいただいております花いっぱい事業につきましても、緑化の推進や街角の美化等の方策として大変意義のあること存じます。これまでも市では機会あるごとに草花の種を配付してまいりましたが、さらに一歩進めまして花の苗の配付につきましても、具体方策の検討をしてまいりたいと存じます。この場合、町会や団体の皆さんに御相談を申し上げまして、例えば公共敷地や空地の草花の植栽と合わせて管理が行われるようになりますと、まちの美化にもつながることでありまして、市民の皆さんにもお喜びいただけるのではないかと存じておるわけでございます。今後緑化について努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次のサークル活動につきましては、教育委員会から御答弁を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

その中で、福祉センターの建設につきまして、建設の内容は検討中でございますので、御質問の多目的ホールにつきま

してはその時点で考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。答弁とさせていただきます。

○教育次長（古谷正夫君） 自席からお許しをいただきまして、三点目のソーシャルダンスサークルの御質問のうち、教育委員会関係について御答弁申し上げます。

ソーシャルダンスにつきましては、NHKの教養講座「レッツ・ダンス」の効用があつて急激なブームを生んだとも言われ、広い年齢層にわたつて愛好者がふえていることは承知いたしております。市内にも十五を超えられると思われるサークルが、公民館、福祉会館、あるいは地域会館等を利用し、愛好者の方々にはお楽しみいただいているところでございます。

御質問の、積極的な応援をしてしかるべきではないかとの御質問でございますが、市といたしましても現在でも施設の利用をいただいておりますのでございます。今後できるだけ援助はしてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

次に体育館の使用についてでございますが、開放いたしております他市の状況をお聞きしますと、床の問題等いろいろと支障があるようでございます。また、使用いたしておりますところも百七十平方メートルから百八十メートルの第二体育施設レクリエーション施設等であり、大規模な競技場の使用は少ないようでございます。体育館の使用状況につきまして、利用状況から見ますと、非常に難しい状況と考えますが、これにつきましては今後研究課題として考えていきたいと思っておりますので、よろしくどうぞ御理解のほどをお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

○総務部長（浅見裕康君） 自席からお許しをいただきまして、商工会館の使用について検討の余地がないかということでございますけれども、御案内のように商工会館は所有権が、三階の部分でございまして、商工会館にございますので、商工会館の運営上必要な部分に占用されるわけで、これが最優先になるというふうなことでございまして、当館の建設時におきまして、市の行政上必要とする場合においては、市が利用することができるとなっております。当館のでございますさらにその利用の頻度でございまして、当然現在の状況からしてもそうでございますけれども、当時から市の方ではるかに多いということが想定されておりますので、実質的には管理は商工会との協議によって市で行うということに規定されておまして、現在そのような管理をしております。したがって、先ほど遠藤議員さんからも二階のむくせい会館についても御質問がございましたけれども、庁舎に準じました公用財産的な管理運営を行っております。ただ、そのほかの使用については、市あるいは教育委員会を初め行政委員会、そういうところにおきまして、公的業務

というようなことで認める、各種公的な団体主催の事業に対してのみ使用ができるというようなことの配慮を行って、現在管理運営をしています。したがって、御要望のソーシャルダンスの利用でございませうけれども、御希望は十分その、私も申し上げますけれども、自主的なサークル活動、そういった面におきまして、お貸しできるということについては現在のところ方法がないというふうな判断に至っております。

一応、文化連盟に入っておられるサークルが一つあるようなことを聞いておりますけれども、そういったところに参加している、そういうところに、そういった一つのサークルの総合的な発表会と申しますか、そういうものについて連盟主催で実施ということについては、検討の余地はあるのかというふうな考えます。したがって、練習に使うということについては、なかなかこれは現在の商工会館の三階部分の管理運営の起因と申しますか、そういった面で非常に困難であるうというふうな判断をしております。以上でございます。

○十番(村野和一郎君) 自席から再質問をさせていただきたいと思ひます。

第一番目の、多摩川河川敷の今後の活用計画についてでございますが、先ほど市長の御答弁の中に、六十三年に実施計画をして六十四年度中には完成していきたい、さようなお話がございましたが、その中で、計画の中でグラウンドとかテニスコートのようなお話が出ておりましたが、やはり私は、あそこは福生にただ一つ残された、自然の本当にいいある場所でございます。そうした中に、いわゆる専門的なスポーツの場所をつくりますと、どうしても一般の人が入りにくくなると、そういうような懸念があるわけでございます。先般でできました加美のグラウンドにいたしましたしても、やはり大変立派なグラウンドではありますが、どうかしますと一般の福生の市民が気楽に入っていける状態ではないという一つの事実があります。

ですから、あれだけの広い約九万七千平米という中の、建設省との話し合いで五万三千平米ですか、そこに何らかのものをつくっていききたいということでありますから、できればやはりあそこは、多摩川の水が流れているわけですから、水と自然と、そういうものをマッチさせた、やはり自然を本当に、いわゆる自由広場というんですかね、そういうようなものをくっていくのが本筋じゃないかと思うんです。いわゆるちゃんとしたグラウンドをつくるのかテニスコートをつくるということになりますと、どうしてもそういうところには一般の大人も子供も気楽に入っていけるような場所でなくなる懸念があります。ですから、現在設計の段階でございますから、どうかそういうようなところも踏まえながら実施計画を

つくっていただきたい。これは先ほど壇上でも申し上げましたが、地元町会でもそういうような趣旨の要望が出ているわけでございます。その点もう一回、御答弁をお願いしたいと思ひます。グラウンドとかテニスコートのことについてはどうなのかということですね。第一点目はそんなところでございます。その点だけ御答弁をお願いしたいと思ひます。次に二点目の、花と緑についてでございますが、大変市長はありがたい御答弁をいただきまして感謝しているところでございます。ぜひそのような方向でやっていただきたい、切にお願いするものでございます。まして来年度は一歩進めて種から苗へ持っていくと。そして各団体と協力しながら花いっぱい運動を少しでも広めていただきたいと思います。

ここで私は、学校とか町会とか、そういうところと協力しながら花いっぱい運動を少しでも広めていただいているのは大変ありがたいんですが、問題は、種でなしに苗ということになりますと、その苗をどこにお願いするのかということ、いわゆる植木屋さんに頼むのか。できれば私は、福生にも農家がまだまだあるわけでございます。この点につきましては農業委員会等とも相談しながら、農家でつくっております植木組合というのがあります、そうしたところとも相談しながらやっていったらいかかと、かように思うところでございます。そうすれば、いろいろ現在問題になっております協議の制度のどうだこうだという問題も、やはり市の方で苗を農家にお願ひすることになれば、なおいいことではないかと思うんですが。この点もう一回御答弁お願いしたいと思ひます。二点目についてはそんなところでございます。

次に、三点目のソーシャルダンスサークルのことでございますが、体育館につきましても商工会三階につきましても、なかなか芳しい御返事がもらえなくて残念なところでございますが、体育館の場合には床が傷むという絶対的な問題がございますので、ちょっと御無理なお願いかと思ひますのでこの程度にしておきますが、問題は商工会館の三階なんです。確かに所有権は商工会にあるということでございますが、福生市から多額の補助金が商工会には出ているわけでございます。また、聞くところによりますと、商工会の婦人部の主催のダンスサークルはあそこでやっておるということがあるわけでございます。ところが、いわゆる一般のダンスのサークルが借りに行っても断られると。そういうことで、実際現在福生のダンスのサークルの方々は、遠く青梅までいきまして、青梅もお畑の中の霞の農協会館までいきましてやっていると。いうようなことも聞いております。できれば、やはり福生の市民がやることでございませうから、福生市内でできれば本当にありがたいと、かように思うところでございます。まあ、それはいろいろ、管理は管財の方でやっているということ

ございますから、いろいろなことがあるかと思うんですが、そこら辺もうちょっと考えられないものかどうか。

また、先ほどの浅見部長の答弁の中に、ダンスサークルの連盟というものができれば考えてもいいんじゃないかというような御答弁でございましたが、現実にはダンスのサークルが現在連盟をつくらうかというふうな話が出ておりまして、近い将来にはいわゆるダンス連盟というような名称の団体が生まれるものと思います。そうした場合には使わせてくれるのかどうか、この点もう一回御答弁をお願いいたしたいと思えます。以上、そんなところでございます。

○建設部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきまして、多摩川河川敷の公園計画についての御質問で、グラウンド、テニスコートに対する御質問でございますが、御案内のように、多摩川の中で一番川幅の狭い地域を使って公園整備をしたいと、こんな形で建設省の方と折衝しているわけでございまして、先ほど市長の答弁にもありましたように、一番広いところで百メートルと少しの幅しかとれない、そんなことで大変細かい土地でございまして、

特に、一番五日市線の鉄橋よりには、御案内のように非常に雑木林と申しますか、かなり自然が豊かに残っております。ああいうものについてはできるだけあの樹木を残した形で、公園として市民が利用できるような形にしていきたいと、そういうことでございますが、このテニスコート、グラウンド等につきましては、テニスコートは別にしましてグラウンド、については一応多目的、そんなことで考えているわけでございますが、先ほど申し上げました、例えばキャンプ場であるとか、これが今多摩川を専用させてもらうために多摩川管理計画というのがございますが、その中で許された最大限の施設だと、そんなふうな形でとりあえず絵を書いたわけでございますが、いずれにしても市民が一人でも多く利用できる施設、そういうふうなことが前提でございますので、今の問題については今後具体的に設計を進めていく中で検討させていただきます。以上でございます。

○市民部長（小野光朗君） それでは続きまして、花と緑の方の問題で苗の取得でございますけれども、確かに御指摘のとおりのこととも考えられると思います。ただ、温室とかの施設の面だとか、あるいは栽培技術というふうな面等、今後また農業委員会とか植木組合というふうな関係と相談しながら、やはりやっていかないとまずいと思います。ただ、やはり市街の農地、まちの中の農地がそういうふうになれば、なお市民の触れ合いの場にもなると思えますので、そういう点についても十分慎重に検討していきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○総務部長（浅見裕康君） いまの最後の御質問でございますけれども、ダンス連盟というのが各市によっては体育協会に

入っていたり文化連盟に入っていたり、その市の判断でどちらかに入っていると。当市の場合は聞くところによりますと文化連盟に一つだけサークルが入っておるといふようなことでございまして、そういうことになりますと、文化連盟まで恐らくサークルが幾つかございますと思えますので、そういうところで一応御協議をいただいて、文化連盟に入っていたと、こういう形が必要かと思えます。その傘下のということで、構成団体の一つの連盟ですね、そういうところの主催であれば、先ほど申しましたような公的事業として私どもはとらえていくことについては、余り疑問は持ちません。ただ、練習という形になりますとこれはまた別問題になりまして、年に一度ぐらいの発表会ですね、ああいうものはやはり文化連盟の後援とかいう形で実施をしていただく限りにおいては、これは教育委員会の所管になって、教育委員会からも社会教育ですね、所管になって、それから私の方に協議がされると、こういうような段取りになると思えますけれども、一応そんなことをひとつ御考慮をいただきながら取り組んでいただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○十番（村野和一郎君） 第一点と第二点目の問題につきましては、大変前向きというんですか、前向きと言っても本当の前向きでございますから、そういう答弁をいただきましたんで、ぜひそういう方向でお願いいたしたいと思えます。

それから第三点の、今の浅見部長の答弁ですが、大変ありがたい御答弁でもう一回念を押しますが、ダンスの連盟ができて文化連盟に加入して、文化連盟が後援ということであれば、年に一、二回の、いわゆる練習じゃなしにパーティーというふうなことであれば考えられるというふうに解釈してよろしいのですか。ちょっとその点だけ、一応念を押して終わりたいと思うんです。

○総務部長（浅見裕康君） 一応、一つの社会教育としての分野の文化活動であるというふうな一つのとらえ方を、教育委員会にそういう評価をいただくような、そういう形で取り組んでいただければということでございますので、その辺ひとつ、十分考慮していただいて、お願いしたいと思えます。

○十番（村野和一郎君） 大変ありがたいございました。終わります。

○議長（村尾栄次君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

⑦

福生市告示第六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和六十二年第四回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和六十二年十二月三日

福生市長 田 村 匡 雄 ⑧

一 期 日 昭和六十二年十二月十日
二 場 所 福生市議会議場

写

福総庶発第二千四百八十一号

昭和六十二年十二月三日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

議案の送付について

昭和六十二年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第九十八号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

二 議案第九十九号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

三 議案第百号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

四 議案第百一号 東京自治会館組合の解散について

五 議案第百二号 東京自治会館組合の解散に伴う財産処分について

六 議案第百三号 東京都市町村交通災害共済組合の解散について

- 七 議案第百四号 東京都市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 八 議案第百五号 東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散について
- 九 議案第百六号 東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散に伴う財産処分について

- 十 議案第百七号 東京市町村総合事務組合の設立について
- 十一 議案第百八号 福生伝染病院組合の解散について
- 十二 議案第百九号 福生伝染病院組合の解散に伴う財産処分について
- 十三 議案第百十号 福生市と青梅市との間における伝染病患者の収容及び診療に関する事務の委託に関する規約について

- 十四 議案第百十一号 昭和六十二年度福生市一般会計補正予算（第四号）
- 十五 議案第百十二号 昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
- 十六 議案第百十三号 昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第二号）
- 十七 議案第百十四号 昭和六十二年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）
- 十八 議案第百十五号 昭和六十二年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）
- 十九 議案第百十六号 福生市と秋川市との境界変更について

- 二十 議案第百十七号 福生市と秋川市との境界変更に伴う財産処分に関する協議について

- 二十一 議案第百十八号 町区域の変更について

(陳情の要旨)

現況における地価の高騰がそのまま相続税額の引き上げに連動しないよう意見書の提出をお願い申し上げます。

(陳情の理由及び内容)

最近における地価の異常な高騰は、東京都心のみならず、福生市を初め西多摩地域においても相当な上昇率であることは、去る十月一日に公表された基準地地価からも明らかであります。

従来、ここに居住し、また経済活動が続いている者が、このような地価急上昇によつて多大な迷惑をこうむる事態は是非とも回避しなければなりません。

このため、相続税の評価額を六十三年度において増額しないよう国へ意見書を提出されるよう強く要望いたします。

昭和六十二年十月二十一日

陳情者

福生市本町十八番地

福生市商工会

会長 山下 光 一 印

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿